

2012年第1回定例会・反対討論（3・26）

私は、各委員長報告に対して、日本共産党を代表して反対討論をおこないます。

最初に、議第1号・平成24年度大分市一般会計予算についてです。予算額は1744億7000万円で、前年度肉付け補正予算・6月補正後と比べると7・6%増と一定の伸びをしています。しかし、これはホルトホール建設にかかわる市債60億6730万円を含めた98億9379万1千円と、土地開発公社の解散にともなう予算38億円が、その主な要因となっています。同時にこうした時期に、大型事業をすすめるためプライマリーバランスがマイナスになる事態となっていることも見逃せません。

歳入について、まず市税についてであります。市税収入は、2・0%減の756億1704万2千円です。そのうち、法人市民税は、前年度比4・4%減の63億4874万4千円と大きく落ち込んでいます。また、個人市民税は、前年度比5・9%増の223億8362万8千円となっています。一方、固定資産税は、前年度に比べて14億8544万円・約4%減の353億7389万5千円、固定資産税の二重課税とも言える都市計画税も、46億1101万1千円と、減額とはいえ、それぞれ市民にとって重い負担となっています。

第2に、繰入金金は20億5702万5千円で、主要3基金で見ると、10億円の取り崩しを予定しており、基金を大幅に取り崩さなければならない状況が続いています。市債は、土木債が121億6400万円で全体の約50%にのびます。これは、不要・不急のホルトホールの建設が主なものとなっています。そのため、市債残高は前年度より66億4658万6千円増

え、1954億7312万3千円と、一気に増加し今後の財政運営に支障を来す懸念があります。

第3に、市内の3、4号地の土地の評価については、40m道路一つ隔てて隣接する土地に比べて、約3分の1程度に低く評価しています。住宅地側と同様の課税をするならば、年間約30億円以上の税収増になると考えられます。自主財源を確保する上からも見直しが必要です。

以上のように、歳入については、厳しい経済状況の中、大企業などからの税収が減る分を、市民からの税収増などでまかなっているといえます。

次に歳出について、全体像をみてみますと、土木費が305億2000万円と対前年比159・8増で、歳出全体に対する構成比は17・5%となっています。代表質問でも指摘しましたが、類似都市の鹿児島市、熊本市、長崎市と構成比を比較しますと、大分市の土木費が突出し、一方、民生費は最も低くなっていることに、市政のあり方が問われています。

次に、企業立地にかかわる問題です。

第7款商工費1項商工費2目商工業振興費に、企業立地促進助成金5億7773万4千円が計上されています。地域経済の浮揚や雇用、税収の確保に有効とありますが、内部留保も莫大な大企業に助成する必要はないと考えます。また、依然として中小企業、業者が利用できるようなものではありません。厳しい経済状況の中で懸命に努力をされている中小企業、業者が利用できる制度に改めることこそ重要と考えます。

次に、大型事業についてであります。

第8款土木費4項都市計画費についてです。6目横尾公共団体区画整理事業に、8億7709万6千円が計上されています。幹線道路にアクセスせず、メリットも少なく、公共の福祉の増進という本来の趣旨とはかけ離れ、一部

の人のためという指摘もある事業は、凍結、さらなる見直しをすべきであります。

7目大分駅南公共団体区画整理事業費には、26億8126万円が計上されています。幅100メートルのシンボルロードや、庄の原佐野線などの幹線道路見直しを求める住民の要求にこたえていないことなど、住民の十分な納得と合意が得られないこうした事業は、見直しや縮小をすべきであります。まちづくりの手法からも受け入れがたい、市街地に通過道路を通すという庄の原佐野線建設などの県工事負担金にも反対します。

18目には、ホルトホール大分の建設にかかる経費が計上されています。財政が厳しい折、本来なら凍結すべきであると考えています。こうした大型施設建設については、今後は財政状況などを踏まえ、市民の意見も十分に聞いて、慎重におこなうことを要望しておきます。

同じく8款土木費3項河川費には、港湾等施設整備事業県工事負担金が計上されていますが、この中には、大企業の護岸の延命対策などが含まれています。大企業のためだけの工事への負担金は許せません。

次に、平和、安全、民主主義にかかわる問題です。

同和対策事業では、第3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費に、同和対策活動運営費補助金247万1千円、第10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費には、役割を終えた社会教育指導員設置費248万2千円などが計上されています。同和対策事業は、人件費を含めると総額1億6238万4千円が計上されています。2002年（平成14年）3月31日をもって、33年間にわたる国の同和対策事業は終了しています。部落差別だけでなく、差別は本来なくすことは当然のことです。しかし、心の問題などを理由に、逆差別につながる施策をいまだに各款に予算計上しているこ

とは問題です。

自衛隊にかかわる予算で、歳入第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金2100万円、歳出第2款総務費1項総務管理費20目諸費に、自衛官募集事務費20万円が計上されています。自衛隊がアメリカ軍の一翼を担うという性格を強めていることなども含め、憲法の平和条項にかかわる基本的立場から反対します。

次に、行財政改革などにかかわる問題です。

行財政改革が進められていますが、第1款議会費1項議会費の旅費には、議会出席時の費用弁償や海外視察費などが含まれています。また、海外視察についても凍結すべきです。

第2款総務費1項総務管理費9目東京事務所費に1384万円が計上されていますが、ほとんどが事務所借上げの費用であり、費用対効果からすれば、配置の必要はないと考えます。

さらに各款に、給料・手当等が前年度比で約10億円の減額となっていますが、職員数70名の削減と給与改定の4800万円の減額など、国の行革の先取りと言えるものです。職員の生活そのものへの影響、仕事への意欲減退だけでなく、民間企業への負の連鎖、地域の景気への否定的影響を与えることにもなります。

以上、歳出で反対したものにかかわる歳入、債務負担行為、継続費についても反対します。厳しい生活を余儀なくされている市民の生活実態を直視し、地方自治体本来の精神の立場で、暮らしや福祉、教育が優先される予算編成を行うことを求めるものです。

以上の理由から、議第1号・平成24年度大分市一般会計予算に反対します。

ここで、議第14号・平成23年度大分市一般会計補正予算（第3号）についてですが、企業立地促進助成金にかかわる債務負担行為が計上されています。議第1号と同じ理由で反対します。

次に、議第2号・平成24年度大分市国民健康保険特別会計予算、および議第26号・大分市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

今回の改正では、第2号介護保険料、後期高齢者医療支援分の引き上げが主なものとなっています。2ヶ年で3億円の繰り入れをしていますが、それでも一人当たり平均2・82%の引き上げ、課税額では平均で2967円の値上げとなります。

市民からは、「パート収入で月8万円、国保税は前年所得で課税されるため、今は毎月8千円の分納といわれていますが、この支払いもできません。これ以上の値上げは限界を超えています。」「年金は切り下げられる一方なのに介護保険料はあがり、その上国保税も値上げされれば医者代も払えなくなる」「自営業者の仕事は減るばかり。高い国保税は分割納付しても追いつかない。払える国保税額にしてほしい。減免制度を拡充して、所得の低い人を救ってほしい。」など、悲鳴の声が上がっています。

これ以上の値上げは市民の負担能力の限界を越えています。一般会計からの繰り入れの増額、財政調整基金の運用などで、値上げは中止すべきです。また公共料金の値上げは、他の物価にも影響することも考慮に入れるべきです。

以上の理由から、議第2号・平成24年度大分市国民健康保険特別会計予算、および議第26号・大分市国民健康保険税条例の一部改正に反対します。

なお、市民の切実な願いが込められた平成24年陳情第3号・国保税の値上げ中止を求める陳情を不採択にすることに、議第2号、議第26号と同様の趣旨で反対します。

次に、議第5号・平成24年度大分市公設地方卸売市場事業特別会計予算、議第7号・平成24年度大分市農業集落排水事業特別会計予算、議第12号・平成24年度大分市水道事業会計予算、議第13号・平成24年度大分市公共下水道事業会計予算についてです。

各特別会計の事業に反対するものではありませんが、消費税にかかわる予算が計上されています。総選挙で民主党は、任期中の4年間は消費税を上げないと国民に約束しました。しかし「社会保障と税の一体改革」の名のもとに、消費税を2015年までに10%にする計画を、野田政権はすすめるようとしています。消費税の増税は、日本経済に重大な影響を与えることは明らかです。消費税は逆累進課税で、低所得者ほど所得に占める負担割合が大きくなります。庶民生活を圧迫する消費税の増税は許せません。消費税増税に頼らずに財源を生み出すために、米軍への思いやり予算、米軍再編や自衛隊の装備増強の予算など見直し、大企業・富裕層への新たな1兆4千億円の減税の見直し、憲法違反の政党助成金の廃止などを、わが党は求め、その実現のために全力を上げるものです。

日本経済の6割りを占めるのが家計消費です。いまでさえ所得も消費も長期に低迷しているなかで、新たな負担増は消費をますます冷え込ませ、景気をいっそう悪化させることは明らかです。

また地域経済を根底から支える中小零細業者は、今の消費税5%でも、売り上げに転嫁できず、身銭を切ってしのいでいますが、消費税が10%になれば

ば商売もたちゆかなくなり、倒産・廃業に追い込まれていくことは必至であり、ますます地域経済を疲弊されることとなります。

消費税に対する基本的立場から、議第5号、議第7号、議第12号、および議第13号に反対します。また議第1号にも、消費税にかかわる地方消費税交付金などが含まれており、反対を表明しておきます。

あわせて平成24年・請願第2号・消費税増税に反対する意見書提出方を不採択にしたことに、同様の理由で反対します。

次に、議第9号・平成24年度大分市介護保険特別会計予算、および議第27号・大分市介護保険条例の一部改正についてです。

「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ間なく提供される地域包括ケアシステム」の実現をうたい文句に改定された介護保険法に基づき、本市でも第5期の改定作業がすすめられ決定されています。それにとまなう保険料の大幅な値上げ、新たな給付抑制など、利用者・家族に重大な影響与えることが懸念されます。

保険料について現行基準額4270円を、27・7%、1182円値上げして5452円にする提案がされていますが、介護給付費の増加分を、高齢者の保険料負担に転嫁することはもはや限界です。財政安定化基金からのくり入れ、介護準備金の充当、一般会計からの繰り入れや、国庫負担の増額を要求するなど、値上げを押さえるべきです。

介護サービスについて、今回の改定では、必要な施設・在宅サービスの「参酌基準」が廃止されました。施設整備では、介護療養病床廃止が6年間延長されたものの、特別擁護老人ホームの待機者の解消は急務となっています。また在宅サービスについても、軽度者の取り扱いをどうするのか自治体の裁

量に任されています。「福祉の守り手」としての自治体の役割が問われています。

以上の理由から、議第9号・平成24年度大分市介護保険特別会計予算、および議第27号・大分市介護保険条例の一部改正について反対します。

次に、議第11号・平成24年度大分市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

この後期高齢者医療制度は、2008年（平成20年）4月から実施をされましたが、75歳で線を引き、診療報酬、税額制の導入など、世界に例のない差別医療制度です。そして高齢者の新たな保険料負担、2年間ごとの保険料値上げ、現役世代の支援金の名で負担を押し付けてきました。これまで国民の猛反発を受け、保険料の軽減、年金天引きの緩和、そして終末相談料の凍結など、次々と見直しを余儀なくされています。

この後期高齢者医療制度の保険料の値上げを、当局においてかなり努力して抑えていることは聞き及んでいますが、保険料を引き上げることが予算化されています。年金支給額の削減など、高齢者の生活が厳しくなっている時期に、こうした値上げは許されません。

以上の理由から、議第11号・平成24年度大分市後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

次に、議第22号・大分市税条例の一部改正についてです。

今回の改正には、復興増税にかかわる改定が含まれています。

サラリーマン4人家族で、年収400万円の子育て世帯では、政府・民主党が決めた消費税率10%への段階的増税に加え、決定済みの年金保険料引

き上げと所得税・住民税の復興増税の影響で、今後2015年度までに年間14万7000円の負担増が課せられるという試算もあります。

こうした増税は許されません。よって議第22号・大分市税条例の一部改正について反対します。

次に、議第33号・大分私立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてです。これは、義務教育諸学校の教育職員に準じ、大分市立学校職員の休職者の給与について、私傷病により休職となった職員の給与支給期間2年を1年間に短縮しようとするものです。「休職できる期間は3年間で同じ」とする説明もありましたが、財政的にも安心して治療・療養に専念できることが重要です。給与の削減だけでなく、生命・健康についても行革の大ナタをふるうことは許されません。よって議第33号・大分私立学校職員の給与に関する条例の一部改正について反対します。

次に、議第36号・大分文化会館条例の廃止についてです。

文化会館は、長年親しまれ、いまでも一定の役割を果たしています。30億円を超える修繕・改修費用がかかり、20年使うとランニングコストも含めて50億円とありますが、2000人を超える収容能力があり、利便性も良く、安価な費用で利用できる施設でもあり、改修などをおこなって維持することが大事と考えます。

よって議第36号・大分文化会館条例の廃止について反対します。

次に、請願・陳情についてです。

平成22年・請願第1号・小規模工事希望者登録制度の新設を求める請願

についてです。これは、ごく小規模な工事を、登録した市内の中小業者に発注する制度の創設を求めるものです。中小・零細業者に直接仕事が発注されることから、営業と暮らしを守るうえで有効な制度といえます。また全国的にも制度の広がりもみられます。よって平成22年・請願第1号・小規模工事希望者登録制度の新設を求める請願の不採択に反対します。

次に、平成23年・陳情4号・大分市内の小中学校・幼稚園などの給食における放射能対策を求める陳情についてです。昨年の福島第一原子力発電所の事故以来、放射能汚染に対する市民の不安が広がっています。こうしたときに、放射能にもっとも敏感な子どもが食べる給食への放射能汚染にかかわる対策をとることは、保護者にとって安心をもたらすこととなります。がれき処理では、放射能汚染対策を求めながら、給食などに対策を求めないことには整合性がありません。給食の放射能対策をおこなうべきです。よって平成23年・陳情4号・大分市内の小中学校・幼稚園などの給食における放射能対策を求める陳情の不採択に反対します。

最後になりましたが、今月末をもって退職される職員の皆さんに、日本共産党市議団を代表して、お礼とあいさつを申し上げます。

市長部局・執行部と、議員・議会という立場の違いから、大いに議論もしてまいりましたが、長年にわたり市民サービスと市政執行に携わってこられたことに敬意を表します。退職後のみなさん方のご健勝とご多幸を願っております。同時に、市民の安全、健康及び福祉を保持するという地方自治の精神が大分市において発展するように、市政に携わってこられた経験と知識を生かされることを期待しております。

以上で討論を終わります。